

8. Q&A

(1) 岡山大学の産学官連携の取り組みに関する Q&A

Q1 研究推進産学官連携に関するポリシーにはどんなものがあるのでしょうか？

A 次のとおり現在5つのポリシーが定められています。

[参考] 岡山大学研究ポリシー

国立大学法人岡山大学産学官連携ポリシー

国立大学法人岡山大学知的財産ポリシー

国立大学法人岡山大学研究ライセンスポリシー

国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

Q2 なぜ大学に社会連携，社会貢献，産学官連携が求められるのでしょうか？

A 岡山大学は、大学の理念に示すとおり、公的な知の府として、高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の福祉と発展に寄与することを謳っています。大学の基本的機能は教育と研究にあります。教育を豊かに行うためには、持続的な知恵の拡大作業，すなわち研究活動が必須です。知恵を社会に還元することで、社会を豊かにすることと同時に、自らの未来の使命も探索，確立することが可能になります。このような視点から、社会貢献，社会連携，産学官連携が社会から強く要請されています。

[参考] 国立大学法人岡山大学産学官連携ポリシー

Q3 産学官連携活動に積極的に取り組む事に対するインセンティブは何かあるのでしょうか？

A 産学官連携に従事することに関する評価が問題であろうと思います。そこで、2つの動きをご紹介します。

1) 産学官連携による外部資金獲得者に対する報奨金制度

産学官連携活動の促進を目指し、産学官連携による外部予算獲得活動に対する評価の一環として、全国の国立大学法人に先駆けて報奨金制度が定められました。身を削りながら産学官連携を進めていただく教員に対するインセンティブとして制定されました。

2) 教員業績評価への反映

従来の教員個人評価システムでも、「社会貢献活動」として公開講座や生涯学習，審議会や委員会への参画，産業支援等評価項目に掲げられていました。しかし、この評価自身を教員の給与に反映させるための新たな教員人事評価制度として、平成19年1月にスタートし、平成20年4月に教員個人評価と人事評価の制度を発展的に統合し、教員の活動評価制度として現在に至っています。この制度には、評価領域に社会貢献が明記されており、この制度によって、産学官連携に貢献するほど評価が高まるシステムが実現すると期待されています。なお、いずれも「国立大学法人岡山大学産学官連携ポリシー」の6には、「教育や研究の実績と同様に産学官連携活動に関する業績についても、

適切に評価します」と明記されています。

【参考資料】 国立大学法人岡山大学産学官連携ポリシー

Q4 産業界への貢献だけが産学官連携なのでしょうか？

A そうではありません。

産学官連携は、本来は非常に広範囲の領域を対象としますが、近年はそのごく一部、すなわち技術開発駆動型産業振興に資する領域だけが大きな注目を集めたためそのような疑問が生まれたのではないのでしょうか。わが国の経済再生の切り札として期待されている産学官連携ですが、本来的には大学内部で行われる「知」の創造と蓄積を繰り返すサイクルを、さらに拡大することが産学官連携の効果です。したがって、有為な卒業生の輩出も含めて、理工系のみ偏ることのない総合大学らしい産学官連携の推進を目指すべきであると考えています。

Q5 人文・社会科学系の産学官連携は可能ですか？

A 可能です。地域社会は大学に地域の将来の発展に資すシンクタンクの機能を発揮することを期待する等、人文・社会科学系の産学官連携に対するニーズも大きなものがあります。想定される事例を一部紹介します。

- ・地域との連携による地域活性化の研究や事業の立案、情報発信
- ・里山・農村地域等における地域活性化
- ・地域の国際化の推進に係るグローバル人材の養成、交流の促進
- ・世界と日本の経済についての調査・研究・講演等調査・研究・講演等
- ・マーケティング戦略構築、消費者の消費行動の分析等の支援
- ・岡山学（地域総合研究）推進、都市の景観整備計画への参画
- ・岡山の多文化共生
- ・岡山における歴史・文化・伝統・遺産等についての調査・研究・講演等
- ・地域の輸送・交通システムについての調査・研究・指導
- ・まちづくり計画、都市交通計画検討への参画
- ・無料法律相談

Q6 外部資金獲得者に対する報奨金支給制度について教えてください。

A 平成18年事業年度における外部資金獲得者から報奨金を支給しています。

この制度は、産学官連携により研究者が獲得した共同研究費と受託研究費を対象として、これらの獲得のための活動を評価するとともに、産学官連携活動を奨励する目的で定められました。ただし、治験は対象としていません。

- 1) 報奨金：一事業年度内に獲得した共同研究費及び受託研究費について、受入総額が500万円以上の場合に下記のとおり研究代表者に支給されます。

当事業年度の外部資金獲得総額	報奨金の額
5,000万円以上	50万円
3,000万円以上	30万円
1,000万円以上	10万円
500万円以上	5万円

- 2) 学長表彰：一事業年度内に獲得した共同研究費及び受託研究費の受入れ総額が3,000万円以上の場合、研究代表者に対し学長から表彰状が授与されます。
- 3) その他：報奨金支給及び学長表彰の時期は、実績のあった翌事業年度の5月です。

Q7 大学の敷地内に新設されたインキュベーション施設について教えてください。

A 平成20年度に独立行政法人中小企業基盤整備機構によって、岡山県、岡山市及び本学の連携によって津島キャンパス内に本格的なインキュベート機能を有する施設として設置されました。生命系の高度な研究を可能にするための、P2レベルの研究室も設置されています。さらに、起業支援のために、インキュベーションマネージャーを配置し、入居者の支援等を行っています。対象分野は、ものづくり・材料、バイオ、環境等を想定しており、県内大学のシーズを基に事業を立ち上げて間もない個人もしくは創業希望者等を対象としています。ベンチャー企業の創立を計画されている教員は、積極的な活用を検討して下さい。

Q8 産学官連携の研究活動に関してよく聞くコンプライアンスとはどういうものですか。

A コンプライアンスとは、大雑把に定義すれば「ルールを守る」ということを意味しています。

産学官連携や研究活動に際しては、特に公的研究費等の使用や管理についてのルールを守ることが重要になります。

公的研究費等とは、国から大学に措置される経常経費である運営費交付金はもとより、受託研究費、補助金や寄付金などの学外の機関等から提供される資金で、大学で経理している全ての経費の総称です。

公的研究費等は、その種類により使用ルールが異なり、受託研究費、共同研究費、受託事業費、補助金については、さらに、事業毎に使用ルールが異なりますので、使用する前に契約書等でルールの確認をして下さい。

その他にも、学内での適正な手続き上、いくつかの留意点がありますので、困ったときや悩んだときは以下の問い合わせ先へお問い合わせ下さい。

- ・ 公的研究費等の申請・実績報告等の事務手続きに関すること

→ 研究交流企画課（内線（津島）7118）

（受託研究、共同研究の申請・実績報告等の事務手続きに関することについては、

→ 産学連携推進課（内線（津島）7757）

- ・ 公的研究費等の使用（執行）ルールに関すること

→ 契約課（内線（津島）7152）

- ・ 発注・納品等に関すること → 契約課（内線（津島）7152）

- ・出張旅費・謝金に関すること → 経理課（内線（津島）7083）
- ・雇用・人事に関すること → 人事課（内線（津島）7025）

(2) 産学官連携の主な形態に関する Q & A

1) 技術相談

Q1 企業の技術者から研究室の設備，機器の借用を申し込まれた。どのように対応すればよいでしょうか？

A 技術指導，共同研究，受託研究等の契約が見込まれないような，本学の規程等に基づかない場合は，原則有償・無償に関わらず本学所有の設備，機器の貸与はできません。本学の規定等に基づく契約を締結するよう企業側に勧めて下さい。

Q2 民間企業から継続的な技術指導を求められたが，どのようなことに注意すればよいですか？

A 民間企業に対して一定期間，研究開発に関する技術指導を行う場合，特にノウハウ的性格が高い課題の場合は発明審査委員会によるノウハウ指定を受けて下さい。技術指導による報酬の額は，職員の職務発明等に対する補償金支払要項に準じます。

Q3 企業から成分分析を依頼されました。このような依頼試験にも対応する必要があるのでしょうか？

A 本学の規程等に基づかない場合は原則対応できません。

まずは，岡山県工業技術センターのような公的試験機関で対応可能か否かを確認するように相手企業に助言して下さい。しかし，試験内容が高度で公的試験機関では対応が難しい場合や学術的な意味合いがある場合，さらに本学にしか設置されていない特殊な設備・機器や高度な分析手法を伴う場合は，技術指導，共同研究，受託研究等契約の可能性について相手企業と協議して下さい。

Q4 技術相談を受けるときに，どのようなことに気をつけたらよいですか？

A 対応の基準は技術相談をどのレベルに設定するか依存します。技術相談が，共同研究を誘致するための入り口という位置づけであれば，対応者のレベルを高くする必要があります。一方，社会への貢献，すなわち大学の公的使命を果たすことが目的であれば，広く応えることが良いと言えます。技術相談の対応を決める基準について考えてみると，対応者のレベルの高い順に次のように考えることができます。

- 1) 共同研究を前提にした相談であるか
- 2) 自社の課題を解決したいという相談であるか
- 3) 科学技術に関する知識を深めたいという相談であるか
- 4) 科学技術以外の，一般の問題も含むよろず相談であるか